### 香川地方最低賃金審議会

# 第2回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開	催	日	時	令和6年10月1日 13時30分~15時10分		
開	催	場	所	香川労働局 第1会議室		
出	席	状	況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数3人
				労働者を代表する委員	出席 2 人	定数3人
				使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主	要	議	題	1 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製 造業最低賃金について(金額審議)		
議	事	要	山口			

- 1 主な審議事項
  - ① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。
  - ② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。
  - ③ 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額 について、労使双方から金額提示がなされ、金額の根拠等について説明がなされた。
- 2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠

### 労働者側 第1回提示額:1,054円(+72円引上げ)

根拠:組織労働者の賃金水準など賃金実態をふまえ、基幹的労働者の賃金に相応しい水準として、申し出に合意した組織労働者の金額水準(時間額1196円)へ現在の最低賃金額982円を3年後に引き上げられる金額71.33円((1196円-982円)÷3年)の少数点以下を切り上げて72円とした。

# 労働者側 第2回提示額:1,047円(+65円引上げ)

根拠:新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版に掲げられている 1500 円へ 2030 年代半ばの8年後に達成できる金額 64.75 円 ((1500 円-982 円) ÷8 年) の少数点以下を切り上げて 65 円とした。

#### 使用者側 第1回提示額:1,008円(+26円引上げ)

根拠: 令和6年賃金改定状況調査結果の第4表①の香川県が属するBランクの製造業の男女計の賃金改定率2.6%を現在の最低賃金額982円に乗じて少数点以下を切り上げて26円とした。

# 使用者側 第2回提示額:1,011円(+29円引上げ)

根拠: 令和6年賃金改定状況調査結果の第4表③の香川県が属するBランクの産業計の男女計の賃金上昇率2.9%を現在の最低賃金額982円に乗じて少数点以下を切り上げて29円とした。

次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き次回専門部会で審議することとなった。